

国民健康保険の限度額適用認定証・標準負担額減額認定証を申請・更新してください

国民健康保険被保険者で、あらかじめ国保の窓口で申請をして交付された『限度額適用認定証』を医療機関等に提示すると、入院時の窓口での支払いがそれぞれの世帯の所得区分に応じた自己負担限度額までとなります。

※既に限度額適用認定証を持っている人も更新手続きが必要です。

● 70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額

所得区分	3回目まで	4回目以降(※2)
上位所得者(※1)	150,000円(＋医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた1%を加算)	83,400円
一般	80,100円(＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた1%を加算)	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(※1) 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯。

(※2) 同じ世帯で過去12カ月内に、高額療養費支給が4回以上あった場合。

● 70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額

所得区分	外 来	外 来 + 入 院	
		3回目まで	4回目以降
現役並み所得者(※1)	44,400円	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合、その超えた分の1%を加算)	44,400円
一般	12,000円	44,400円	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

(※1) 課税所得145万円以上の世帯。

・70歳以上の住民税課税世帯の人は『国民健康保険高齢受給者証』を病院の窓口提示してください。

・70歳以上の住民税非課税世帯の人は『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』の申請および更新の手続きが入院時に必要になります。

■『限度額適用認定証』を作成しないで入院時に自己負担限度額以上の支払いをした人は、領収書を持って市役所の窓口にて高額療養費の申請が必要です。

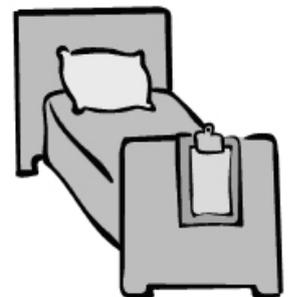
■平成21年8月以降の自己負担限度額は平成20年中の所得をもとに設定されています。

■平成21年1月2日以降に荒尾市に転入した人には、前住所地での所得課税証明書の提出をお願いする場合があります。

● 入院時の食事代の標準負担額 (1食あたり)

- ①一般 (②～④以外の人) 260円
 - ②住民税非課税世帯 90日までの入院 210円
 - ③低所得Ⅱ (70歳以上、市民税非課税世帯の人) 90日を超える長期入院 160円
 - ④低所得Ⅰ (70歳以上、市民税非課税世帯で、かつ所得が一定基準以下の人) 100円
- ※上の②③④にあてはまる人は、併せて入院時の窓口で支払う食事負担も減額されます。

■8月1日現在で長期入院にあてはまる人は、90日以上入院日数が確認できるもの(医療機関の領収書など)が必要です。既に長期該当の認定証を持っている人が更新する場合は不要です。



● 受付期間 8月3日(月)から随時

● 認定期間 申請した月の初日～平成22年7月31日

● 受付場所 健康生活課国保年金係 ⑫-1 窓口

【問】 健康生活課 ☎ 63-1327

平成21年全国消費実態調査について
協力ください

全国消費実態調査は、国民生活の実態について、家計の収支および貯蓄、負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国および地域別の世帯の所得、消費、資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的としています。

▽調査の対象 全国すべての世帯のうち、総務大臣の定める方法により選定された2人以上の世帯と単身世帯。

▽調査の期日 9月、10月及び11月の3カ月間。ただし、単身世帯の世帯は10月と11月の2カ月間。

8月下旬から「調査員証」を携行した調査員が調査対象世帯を訪問し、調査の趣旨などの説明を行い、調査票を配布します。再訪問のうえ記入済みの調査票を回収します。

調査票に記入いただいた内容については、他に漏らしたり、統計作成の目的外に使用することは統計法で固く禁じられていますので、安心してご記入ください。

「問」全国消費実態調査コールセンター

☎ 0570-068000

情報課 ☎ 63-1294

インターネットで 市有地を 売払います

荒尾市が保有する土地を、ヤフー株式会社が提供する Yahoo! オークション・インターネット公有財産売却システムを利用して一般競争入札により売払います。予定価格を見直しましたので、昨年よりお買い得となっています!!

●入札物件

区分番号	財産名称	所在地	登記地目	地積	予定価格
荒-1	西原町一丁目市有地	西原町1丁目139番	宅地	288.83㎡	7,490,000円
荒-2	旧荒尾郵便局	昭和町46番1	宅地	1098.62㎡	31,530,000円
荒-3	旧職業安定所	宮内出目字上西田216番2	宅地	1907.26㎡	31,470,000円
荒-4	川登字杉谷市有地	川登字杉谷1960番108	宅地	362.75㎡	6,080,000円
荒-5	旧助丸公民館用地	下井手字丸山729番1	宅地	306.29㎡	3,260,000円

※予定価格とは、あらかじめ荒尾市が定めた最低売払価格をいいます。

●入札に関する事項

(1) 参加申込み

一般競争入札に参加しようとする人は、ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システムで参加仮申し込みなどの手続きを行うことが必要です。

参加申し込み（本申し込み）は、仮申し込み手続きを完了した後、所定の申込書に必要書類を添付して荒尾市財政課に提出してください。（申込書などを郵送する場合は、参加申込期間内の消印有効）

◆参加申込期間 7月22日（水）13時～8月12日（水）午後2時まで

◆入札保証金 入札しようとする物件について、入札保証金（予定価格の10%の金額）を納付することが必要です。

(2) 入札の実施

◆入札場所 ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上

◆入札期間 8月26日（水）午後1時から9月2日（水）午後1時まで

◆入札の方法 ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。登録は、一度しか行うことができません。

(3) 開札および落札者決定

◆開札日時 9月2日（水）午後1時から

◆落札者の決定 予定価格以上で、最高価格の入札者を落札者とします。

(4) その他

契約条項および物件の概要などは、市ホームページおよびヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上で7月22日（水）午後3時から閲覧できます。インターネットをご利用できない環境の人については、市役所にパソコンを用意していますので、そちらで入札に参加することができます。



【問】 財政課 財産活用推進室 ☎ 63-1292

平成21年毎月勤労統計調査特別調査にご協力ください

県では、8月から9月にかけて、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、常用労働者1～4人を雇用する事業所を対象として、賃金や労働時間、雇用などの状況を調査するもので、調査結果は国や県における経済および労働などの施策を推進する上での重要な基礎資料として利用されているほか、多くの民間企業でも賃金管理、労務管理などの資料として広く利用されています。

厚生労働大臣から指定された地域に所在する事業所には、県が任命した統計調査員が訪問し、7月分の状況について調査させていただきます。本調査の重要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

【問】 県地域振興部統計調査課 総務資料班 ☎ 096・333・2174

お詫びと訂正

7月1日号の20ページ「行事予定」に掲載した行事について日程が変更になりましたが、古い情報を掲載しました。お詫びして訂正します。

【変更になった行事】 中体連（水泳）

【誤】 7月15日（水）

【正】 7月9日（木）